



Title	山脇元業自筆『狂言由緒略書』の紹介と翻刻
Author(s)	松本, 大
Citation	詞林. 2015, 58, p. 102-118
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54444
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

山脇元業自筆『狂言由緒略書』の紹介と翻刻

松本 大

【解題】

『狂言由緒略書』に関しては、これまで、名古屋狂言共同社旧蔵本¹、蓬左文庫蔵本²が紹介されてきた。本稿では、ここに新たに、矢田勉氏蔵山脇元業自筆本（以下、元業自筆本）を紹介・翻刻し、これらの諸本との比較を通して、簡略ではあるものの当該本の特徴を明らかにすることを目的とする。

元業自筆本の書誌は以下の通りである。

縦24・1cm、横17・5cm。楮紙袋綴の仮綴。一面九行。墨付三丁。

表紙には、打ち付け書きで「家業傳來之由緒書依／御所望書拔奉入御覽候」（中央）・「山脇和泉元業」（左下）とある。

表紙・本文の筆跡は同一であり、これは山脇和泉元業の自筆と認められる。表紙には他に「尾張和泉家山脇元業自筆／川瀬一馬旧蔵」（朱・別筆）の付箋もある。蔵書印は、本文冒頭に「三袖書屋」の朱長方印、本文末尾に「一馬」の朱六角印が存在し、表紙の付箋の通り、本書が川瀬一馬氏の旧蔵であ

ることを示している。

奥書は有していないが、裏表紙見返しに「文政元寅年十一月名古屋江／兼而申遣シ候故差越ス也」との付箋（本文とは別筆）があることから、書写年代は文政元年（二八一八）の末と特定出来る。なお、本書にはこの付箋と同筆になる別紙が付されている。付箋や別紙を記した人物は特定出来ないが、その人物からの依頼により本書は書き写されたようである。

別紙に示された武悪の面を讀える和歌は、元業への礼状に添えたものの手控えと考えられる。また、本書には四折りにされた形跡が確認出来るが、この折り跡は本書が奉書の形態で運ばれたことを示すものであろう。

書写者である山脇和泉元業は、和泉流宗家七世である。生年は天明二年（一七八二）、没年は嘉永三年（一八五〇・六十九歳）である。したがって、本書が書写されたのは三十七歳の時であり、壮年期の書写と言える。これまで紹介されてきた二本には、いずれも天保七年（二八三六）という年号が見ら

れ、この時元業は五十五歳である。本書はこれまでの二本よりも約二十年ほど早い書写本ということになる。関屋俊彦氏は本書の成立を、先に触れた記述より天保七年と推定なされたが、実際はそれよりもかなり早い時期に成立していたようである。

元業の生涯やその事蹟については、関屋氏の論考によって知ることが出来る。本書が書写された文政元年近辺で注目すべきは、前々年の文化十三年（一八一六）六月十四日に、六代目宗家の元貞が死去している点である。蓬左文庫蔵本の人物略歴に、

右和泉元業儀、文化九申年被召出、銀七枚被下置。同十三年、親和泉元貞跡式被仰付、御切米六拾石被下置。

其後、文政六未御加増米拾石、又、天保六未年御加増拾石、都合御切米八拾石二被成下。

とあるように、文政元年は、元業が和泉流宗家を相続してからさほど時間の経っていない時期と考えられる。『狂言由緒略書』の成立に関しては不明な点も多いが、和泉流宗家としての元業の意識がその成立に関わっていた可能性も、本書からは読み取ることが出来るのではないか。この点は後考を俟ちたい。

続いて、本書の内容について、先に紹介した二本の伝本との比較を中心に、検討を加えていきたい。

元業自筆本における最も特徴的な異同は、他の二本が末尾

に歴代宗家の略歴を附すのに対して、この部分が全く見えない点である。元業自筆本の末尾の状態を見ると（画像参照）、略歴部分のみが落丁した可能性は考えにくい。この略歴部分の欠落に関しては、明和九年（一七七二）の奥書を持つ『和泉流狂言由緒書』には既に見られ、また表紙にも「依御所望書拔奉入御覽候」とあるように、元業が意図的に省略したものと捉えるべきであろう。略歴の省略については、本書の性格とも関わる重要な事象であるため、なお慎重に考慮すべきであろうが、おそらくは由緒を授ける対象によって内容を適宜選別していたことの痕跡と捉えられよう。

記事の有無については、他の箇所でも確認出来る。該当箇所を以下に示す。

名古屋狂言共同社旧蔵本

一 鷲家元祖ハ早世して第三之丞は一代限也。依而二代目鷲仁藏は、右和泉守に花子釣狐之狂言其外習事等を習候也。其時代り之仕形を鷲へ相伝す。今鷲流ニ而勤ル花子釣狐等ハ、和泉流之草之形也。鷲と和泉ヲ上掛りと申大藏を下掛りと申す。

但仁藏へ和泉より習事相伝いたし候は、尾州へ被召出候和泉守元宜代ニ而、正保年中之事ニ而其節之神文有之左ニ写置。

きしやうもんの前書く事

蓬左文庫蔵本

(ナシ)

元業自筆本

一 鷺家元祖ハ早世シテ第三之丞ハ一代限也依テ二代目鷺仁蔵ハ右和泉守ニ花子釣狐之狂言其外習事等ヲ習候也其時代リ之仕形ヲ鷺江相伝ス今鷺流ニテ勤シ花子釣狐等ハ和泉流之草之形也鷺ト和泉ハ上掛

『和泉流狂言由緒書』

一、鷺家の元祖早世して第三之丞ハ一代限り也。依而二代目鷺仁蔵江和泉纏花子釣狐の狂言相伝ス。則、仁蔵神文有之候。今鷺流にて勤候二番目の狂言ハ和泉流の草の形也。鷺と和泉ハ上懸りと申、大蔵流を下掛りと申候。

これは、鷺家二代目仁蔵に和泉流より花子釣狐を伝えたとする記事である。この箇所は蓬左文庫蔵本には見えない。名古屋狂言共同社旧蔵本と元業自筆本とは、名古屋狂言共同社旧蔵本に加筆が認められるものの、ほぼ同一の内容を伝えるものと認められる。ただし、右の記事が提示される箇所は、二本で全く異なる。記事の提示順を以下に示す。

名古屋狂言共同社旧蔵本

「一和泉流……」↓「日吉万五郎……」↓「一東山義政公……」↓「一鷺家元祖……」↓「一貴様二相伝……」↓「一若我等狂言……」↓伝授奥書↓人物略歴

元業自筆本

「一和泉流……」↓「一鷺家元祖……」↓「日吉万五郎……」

傍線部が先に示した記事である。両者とも、「一和泉流……」という和泉流の発端を述べる記事を冒頭にすることに変わりはないが、傍線部や波線部の記事はその順序が逆となっている。

元業自筆本の提示順は『和泉流狂言由緒書』を踏襲する形であり、『和泉流狂言由緒書』を基盤として『狂言由緒略書』が成立したことを示唆するとともに、『狂言由緒略書』が時代が下るとともに記事の配置も含めた大きな増補改訂が加えられていったことを物語る事象と位置付けられる。名古屋狂言共同社旧蔵本は圧倒的な増補が見えるため、より後発の本文であることに疑いはないが、記事の提示順という観点も本書成立の過程を考える上で重視されるべき事象であろう。

以上が山脇元業自筆『狂言由緒略書』の基礎的な報告である。甚だ簡略であり、粗雑な面も多いが、和泉流宗家の伝流・動向を紐解く一助になれば幸いである。

注

(一) 古川久・小林責編『狂言辞典(資料編)』(東京堂出版、一九八五)。本書の来歴については、小林氏の「山脇元清のこと―近代の狂言師たち(四)」(『能楽タイムズ』第268号、能楽書林、一

九七四・七）に詳しい。本書は、和泉流宗家十六世元清による明治期の写しであり、東京から名古屋へと転住する際に水難に遭い損傷した家本を補ったものとされる。

(2) 関屋俊彦「和泉流家系考」補遺 附・資料紹介『狂言由緒略書』（『武庫川国文』第13号、一九七八・三）。本書は、水野正信『青窓漫筆』（全十五冊）の第四冊巻末に所収されている。関屋氏は「どこまで忠実な写しであるか疑えばキリはない」とされるが、『狂言由緒略書』の性格を考える上で非常に重要な伝本であることは、氏の緒論において証明されている通りである。

(3) 元業自筆とされる「二子相伝之秘書」と比較し、同筆と認定した。

(4) 名古屋狂言共同社旧蔵本には、以下の記述が見える。

右赤鶴と甲面打之儀は大和国之住人ニ而、就中鬼類之面上手ニ致し二代之面打上作ニ而、当天保七年迄凡年数四百五拾年余ニ相成申候

また、蓬左文庫蔵本にも、以下の記述が確認出来る。

一、元祖和泉守元宣、慶長十九寅年被召出候而ヨリ天保七年迄式百式拾三ヶ年相續難有御奉公申上、……

右に示した箇所は、いずれも独自異文である。

(5) 関屋俊彦「和泉流狂言由緒書」の性格（『武庫川国文』第14・15号、一九七九・三）。

(6) 関屋俊彦「和泉流家系考―狂言師山脇和泉をめぐって―」（『芸能史研究』第62号、一九七八・一〇）。

(7) 漢字の異体字や、平仮名と片仮名の差異、捨て仮名等といった細かな差異については、本来ならば厳密に比較すべきであろうが、紙幅の都合上本稿では逐一取り挙げなかった。また、本書の

内容と非常に似通う『和泉流狂言由緒書』も合わせて参照した。『和泉流狂言由緒書』については、前掲注(5)の論考にて詳細に論じられている。

(8) なお、蓬左文庫蔵本は「和泉流……」↓「一日吉万五郎……」↓人物略歴の順であり、『和泉流狂言由緒書』では「当流……」↓「一鷲流の元祖……」↓「一日吉万五郎……」↓人物略歴となっている。

【付記】 貴重な資料の調査・紹介の機会を与えていただきました。矢田勉氏に深謝いたします。

【翻刻】

■凡例

- ・矢田勉氏蔵山脇元業自筆『狂言由緒略書』を翻刻した。
- ・翻刻に際し、漢字は新字体に改め、略字合字等は現行の字体で示した。

〔表紙〕

尾張和泉家山脇元業自筆
川瀬一馬旧蔵

家業傳來之由緒書依
御所望書拔奉入御覽候

山脇和泉元業

〔二丁表〕

狂言由緒略書

一和泉流之始ト申スハ江州坂本ニ岳楽軒ト申ス
隱遁者御座候右ハ佐々木之浪人ニテ神道歌道ヲ学
殊ニ狂言ノ道ニ達シ自をも述作シテ佐々木源五郎ニ
教是ハ坂本之産ニテ岳楽軒之甥也稚名佐々木
和泉ト申狂言ノ道岳楽軒ヨリ伝授シテ上手也
京都ニ住居シ中国其外諸国ニテ名ヲ得老後ニ
坂本ニ帰一葉軒ト申爰ニ鳥飼五郎左衛門尉ト申ハ

一葉軒之甥ニテ狂言之道ヲ伝授シ於

〔二丁裏〕

禁庭花子之狂言相勤上手之名ヲ得トイへ共不幸ニ
シテ早世ス亦日吉万五郎ト申スハ金春源七郎ト申ス
協師之弟ニテ誰トなく狂言之道ヲ習自然ト
上手ト成後ハ一葉軒ニ隨身シ此道之興儀ヲ極メ
名人也則甥之宇治源右衛門ニ相伝シ又鳥飼五郎
左衛門尉実子鳥飼和泉ニ相伝ス万五郎源右衛門
右両人共貧窮ニ依テ和泉兩人ヲ養介抱ス爰ニ
万五郎所持秘蔵セシ天下一之面狂言一道之書物
并名作之面共悉附属シ世ニ和泉流ト云其後

〔二丁表〕

万五郎ハ慢心之氣有テ病中ニ行方不知源右衛門ハ
和泉介抱ニテ卒ス鳥飼和泉後ハ叔父之名字ヲ附ケ
山脇ト改ル和泉守ニ任シ又石見守ニ転任ス多病ニ依テ
狂言ヲ止メ実子源助ニ悉相伝シテ其身ハ五郎左衛門ト
申ス又法体シテ道西ト申ス右源助五郎左衛門ト改名シ
又和泉ト相改其比諸大名衆ヨリ召候得共不応
尾州江出勤ス其後於
禁庭花子之狂言相勤和泉守ニ被任
一鷺家元祖ハ早世シテ弟三之丞ハ一代限也依テ二代目
鷺仁蔵ハ右和泉守ニ花子釣狐之狂言其外習事等ヲ

〔二丁裏〕

習候也其時代リ之仕形ヲ鷺江相伝ス今鷺流ニテ勤シ

花子釣狐等ハ和泉流之草之形也鷺ト和泉ハ上掛

一日吉万五郎ヨリ附属之天下一之面ト申儀ハ日吉万五郎ト

申者ハ狂言一遣之達人誠之名人右万五郎所持之面之内

右天下一之面ト申ス儀ハ不阿久之面作者ハ赤鶴右同

作武悪之面鷺家大藏家ニモ所持有之候得共赤鶴

打候不阿久之面之内ニモ右万五郎より和泉江相譲リ候赤

鶴作不阿久之面ハ古今無雙之出来物二面ト無之

〔三丁表〕

強事弱事喫事啼事笑事何事ニ掛候テモ

甚乗り宜此面之妙ニ候其上万五郎所持秘藏之面ト

云旁以天下ニ一人名物之面ト成私家ニ伝リ申候亦

此名物之面之異名ヲ小麦餅小豆餅トモ申候此子細ハ日吉

万五郎宇治源右衛門兩人トモ鳥飼和泉養罷在候内

万五郎儀病氣差発右病中ニ小豆餅給度ト好ミ

申ニ付早速取調与へ候処心能給殊外満足シ無由

縁者トモ狂言執心ニ依テ斯迄預介抱忝旨落涙シテ

悦シ時彼不阿久之面所持之書物其外作之面トモ甥之

〔三丁裏〕

源右衛門ニモ不讓悉和泉ニ附属シ無程行方不知ト也

夫ヨリ右不阿久之面世ニ小麦餅トモ小豆餅トモ云伝去ニ依テ

狂言面之内天下一之面ト申スハ右異名小豆餅武悪ノ

面ニテ私家代々大切ニ所持致シ罷在候狂言由緒万

五郎以前岳楽軒ヨリ伝来ニ候得共唯今ニテハ万五郎儀
私家ニ於いてハ狂言祖同様ニ崇メ申候也

〔付箋〕

文政元寅年十一月名古屋屋江

兼而申遣シ候故差越ス也

〔別紙〕

不阿久

之面ニ

讚ス

字に直^書して見れば無悪の

面こそ喜怒哀楽

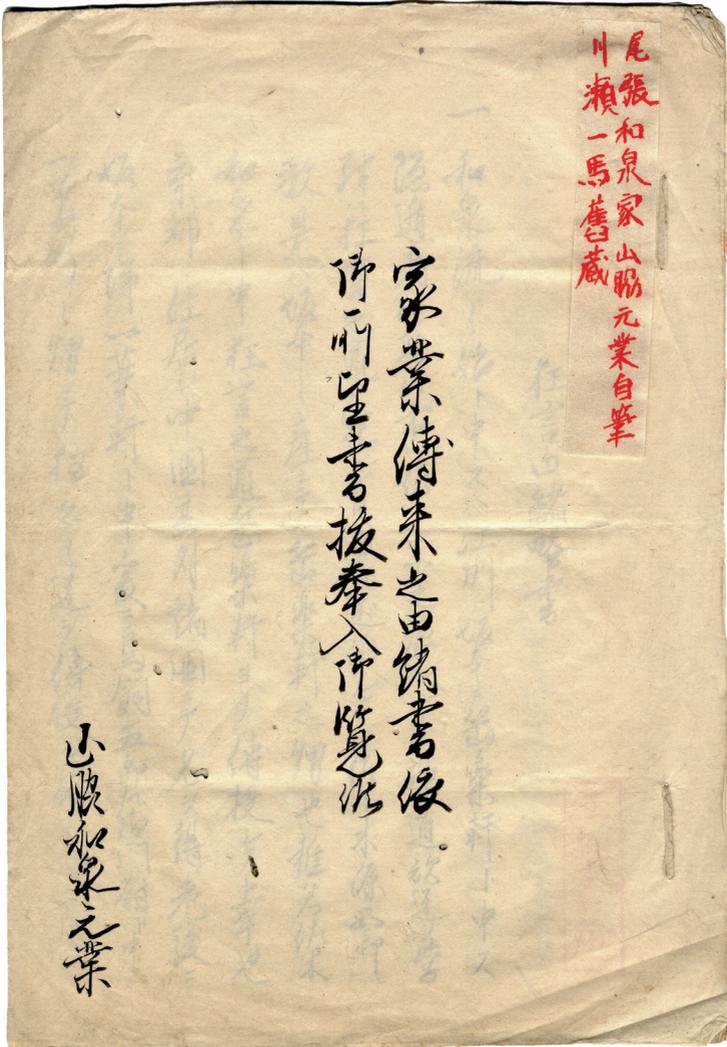
にかゝる名物

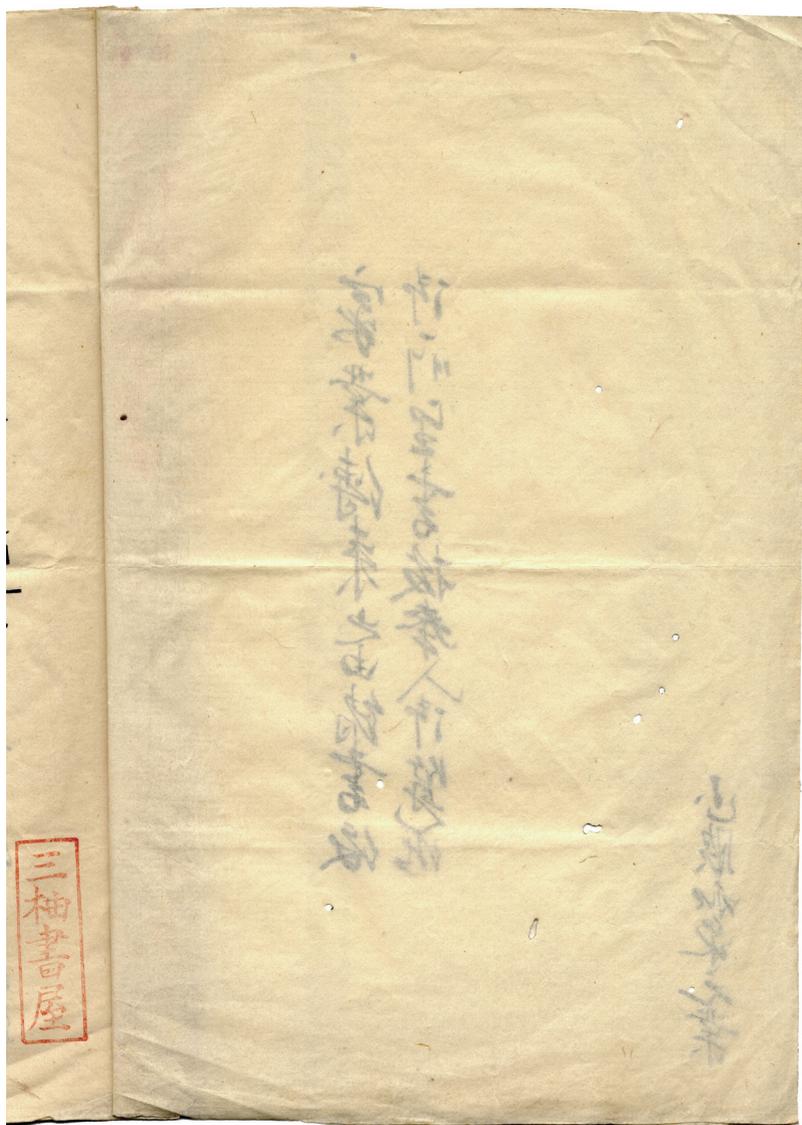
山脇和泉方へ

申遣ス

文政元寅霜月

【画像】





狂言由緒略書

三
袖
書
屋

一 和泉流之始ト申スハ江州坂本ニ岳樂軒ト申ス
 隨遊者此以右依之本之浪人ト申道欲道ヲ學
 辨ニ狂言之道ニ達ニ自レモ述作テ依之本源也
 教是ハ坂本ニ産テ岳樂軒之習也程名依本
 和泉ト申狂言之道岳樂軒ヨリ傳授之者上平也
 京都ニ住居ニ中國其外諸國ニテ名ヲ得老後ニ
 坂本ニ歸一葉軒ト申之友ニ鳥飼五郎九郎門尉ト申ハ
 一葉軒ニ習テ但云々道ヲ傳授ニ於

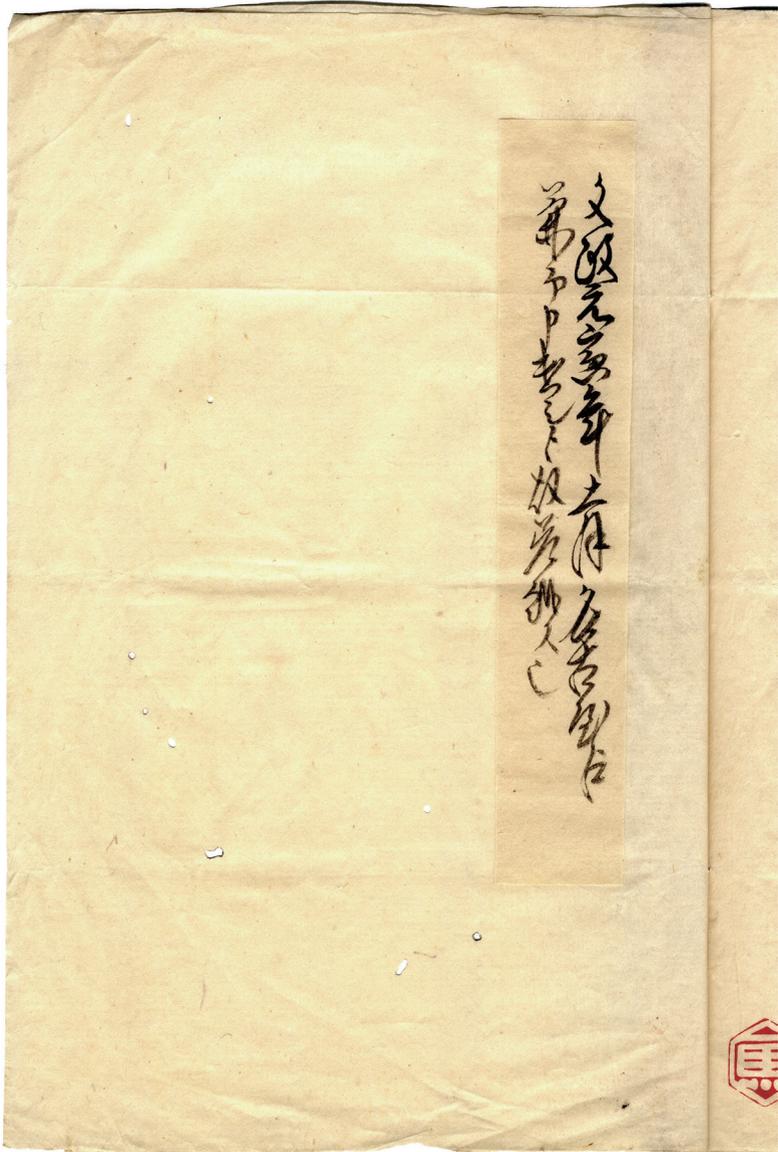
禁庭亮子、狂言相勅上平、名ヲ得トシテ、
早世ス亦、日吉万必部ト申ス、金春源七部ト申ス
照仰、弟ヲ誰トカ、狂言、遠シ習自出下
上平ト版後、一葉軒ニ随、此道之奥儀ヲ悟メ
名人也、別、野、心、江、源、在、海、門、ニ、相、傳、之、又、鳥、飼、部
左、海、門、射、實、子、鳥、飼、和、泉、ニ、相、傳、ス、又、源、在、海、門
右、海、人、丸、負、野、ニ、傳、テ、和、泉、為、人、シ、養、女、抱、ス、及、ニ
万、五、郎、所、持、秘、亮、世、ノ、天、ト、一、之、面、狂、言、一、道、ノ、書、物
兼、名、作、之、面、ヲ、悉、附、屬、之、世、ニ、和、泉、流、ト、云、其、後

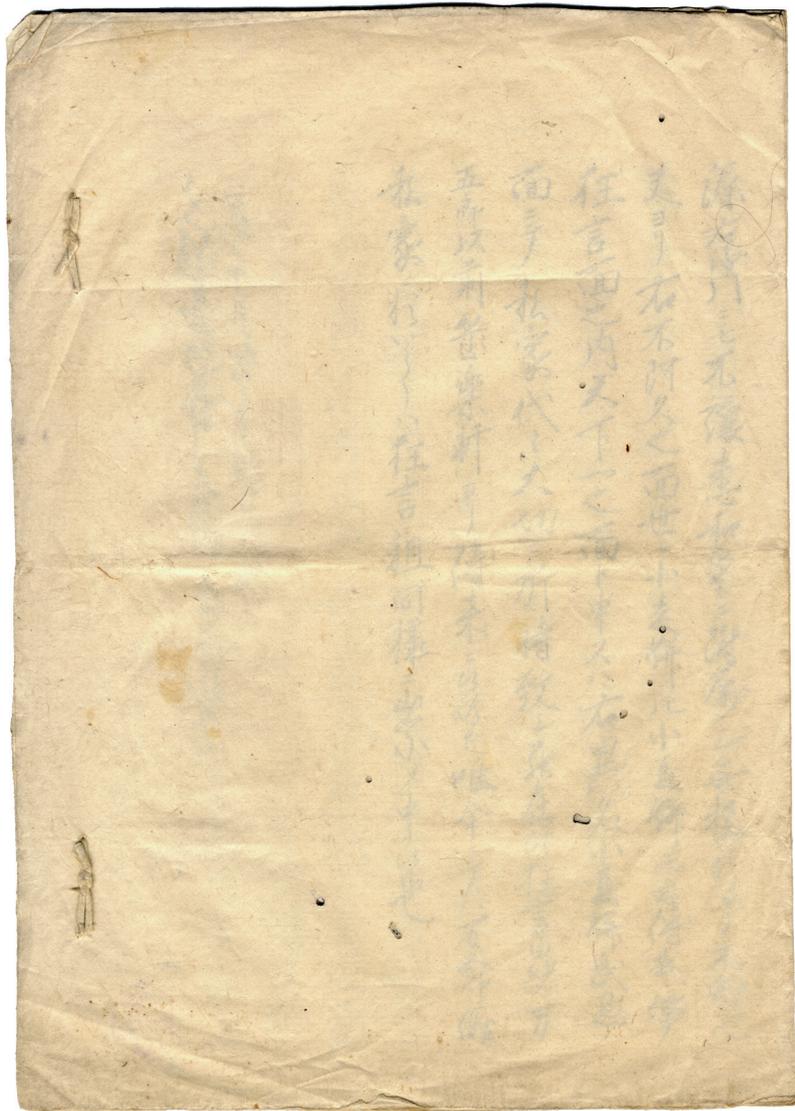
万心即ハ情心ノ氣有テ病中ニハ方不知源右衛門ハ
 和泉女抱テ卒ス鳥飼和泉後ハ叔又ハ名字ヲ附テ
 小腹ト改ル和泉守ニ任シ又石見守ニ轉任ス多病ニ依テ
 狂言ヲ止メ實子源助ニ志相傳テ其身交野門
 中ス又法解テ道西ト申ス右源助ハ野門ト改名
 又和泉ト相改其比諸大名元ヨリ石見守ニ應
 尾州ニ出勅ス其後於
 棟心庭花子之狂言相勅和泉守ニ被任
 一 隆寛実元祖ハ早世シテ弟ニシテ其ハ一代限也傳テ二代目

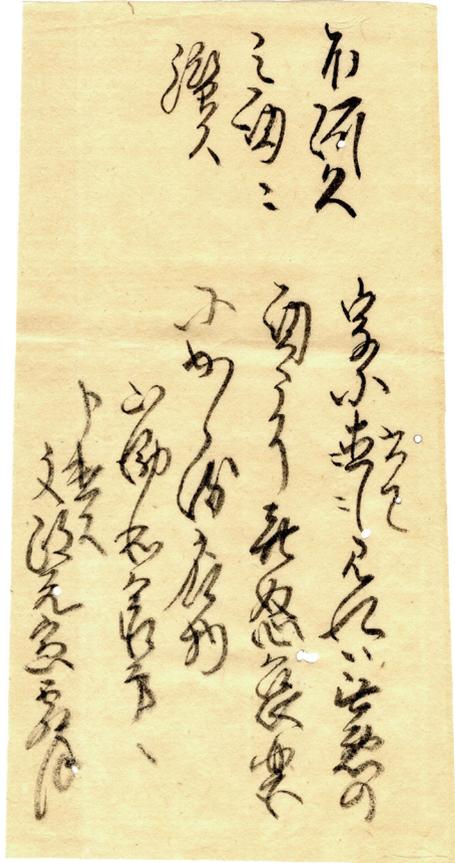
路鳥仁花ハ右和泉守ニ花子釣梳之狂言其附習事等ヲ
習以也其時代ノ之仕形シ路鳥ト相傳ス今路鳥流ニテ勅之
花子釣梳等ハ和泉流之草之形ニ路鳥ト和泉ト上掛
一 日吉方ニ即ヨリ附屬之天下ニ面ト申儀ハ日吉方ニ即
申者ハ狂言一道之達人識之名人右方ニ即所持之面之内
右方トシテ面ト申ス儀ハ不阿久之面作者ハ赤鷲右同
作武鳥ニ面路鳥家ハ花家ニ所持有之ハハ赤鷲
打ハ不阿久之面之内ニ右方ニ即ハ和泉ト相譲リハ赤
雨鷲作不阿久之面ハ古今ニ無雙又之出来物ニ面ト云之

源右衛門三毛不讓志和泉ニ附屬ニ無程以方不知也
支ヨリ右不阿久之面世ニ小麦餅ト云小豆餅ト云傳去ト云
狂言面之内又下一之面下申スハ右異名小麦餅或豆
面ニテ私家代々大切ニ所持致シ居在以狂言由緒万
五所以前是樂軒ヨリ傳來ニ以テ唯今ニテハ方宗儀
私家ト云ハ狂言祖同様ニ宗ノ中ニ也。









(まつもと・おおき 奈良大学講師)